	陸	上	自	徫	隊	仕	様	書			
物品番号							仕	様書	番号		
高崎宿舎8号棟ほか給湯器用リモコン等交換				4 1							
				作	成	令和	6年	4月	17日		
				変	更	令和	年	月	日		
				作成部隊等名 多賀城駐屯地業務隊管理科			管理科				

## 1 役務件名

高崎宿舎8号棟ほか給湯器用リモコン等交換

2 役務場所

宮城県多賀城市高崎3丁目 高崎宿舎8、13号棟

3 役務概要

高崎8号棟の給湯器用リモコン1個の撤去取付 高崎13号棟の給湯器1台の撤去取付

4 適用範囲

本修理は、陸上自衛隊多賀城駐屯地で実施する高崎宿舎8号棟ほか給湯器用リモコン等交換について規定する。

## 5 一般事項

(1) 共通事項

本仕様書に記載なき事項でも、当該構造物の機能保持上当然必要な技術上の処理は請負者において行うものとする。

なお、本役務の実施にあたり疑義を生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

(2) 軽微な変更

多少の変更については、金額の増減は行わない。

(3) 災害防止

災害予防については常に注意を怠らないようにするのはもちろん、突発事故が発生した場合は速やかに監督官に報告するものとする。なお、災害事故、損害発生については全て請負者の責任とし、部隊としての補償は一切行わない。

(4) 現場管理

役務現場への作業員その他の出入りの監督、風紀衛生の取締並びに火災、盗難その他事故防止について請 負者は責任をもって充分な注意を払う。また、現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行う。

(5) 着 手

請負者は着手前に着手届を監督官に提出し、承認を受けたのちに着手するものとする。

(6) 工程表

請負者は着手前に工程表を監督官に提出し、承認を受けたのちに着手するものとする。

(7) 材料検査

本役務に使用する材料は全て監督官の検査を受け、合格した物を使用する。なお、仮設用資材以外の修理材料は全て新品とする。ただし、監督官の認めた軽微なものについては、この限りではない。

(8) 発生材

本役務による発生材は、原則として調書と共に引き継ぐものとする。但し、金属以外の発生材は、請負者側で部隊外排出し、廃棄物の処理等の規定に基づき適切に処理するものとする。また、これにより発生する 書類(マニフェスト等)は監督官へ提出するものとする。

(9) 完了

作業完了の際は関係書類を提出し、検査官の完成検査を受け合格をもって完了とする。

(10) 写真

施工前、施工中、施工後及び監督官の指示により写真撮影し、写真帳に整理して提出するものとする。

(11) 電力及び水の使用

電力及び水の使用を必要とする場合は、使用申請書を提出し許可を受けた後、使用するものとする。但し、有料とする。

(12) 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事

本役務に外国人技能実習生及び外国人建設就労者を従事させる場合は、事前に監督官へ当該会社に在籍していることを証明できる書類及び作業者名簿を提出し、許可を得たのち、本役務に従事させることができるものとする。

## 6 特記事項

## (1) 給湯器等撤去取付

施工場所	既設撤去		新規取付	
高崎宿舎8号棟402号室	風呂リモコン	1個	・風呂リモコン	1個
	ノーリツ製		ノーリツ製	
	RC-D101S		RD-D101S	
			・リモコンパッキン	1個
			・試験点検	1式
	(4)55.55		(4.20.00	
高崎宿舎13号棟304号室	• 給湯器	1台	・給湯器	1台
	リンナイ製		ノーリツ製	
	RUF-1608SAF	FD	RUF-V1615SAFFI	) (D)
	・メインリモコン	1個	<ul><li>・風呂リモコン</li></ul>	1組
	リンナイ製		ノーリツ製	
	MC - 60		MBC - 155V (A)	
	<ul><li>風呂リモコン</li></ul>	1個	・試験点検	1式
	リンナイ製			
	BC-60			

- (2) 交換部品の規格は事前に現地を確認し、前項一覧表の部品が適合するか確認すること。
- (3) 部品交換作業に必要な雑材料及び消耗品等は、本役務に含むものとし、請負者側において準備するものとする。
- (4) 部品交換後、試運転調整を行い設備が正常に動作することを確認するものとする。
- (5) 細部日程の調整は監督官と協議するものとする。
- (6) 提出書類
  - ア着手届
  - イ 現場代理人通知
  - ウ 工程表
  - エ 材料検査書
  - 才 作業日報
  - カニ完了届
  - キ 作業状況写真(作業前・中・後及び監督官指示した箇所)
  - ク 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の証明書及び作業員名簿
  - ケーその他、監督官が指示するもの。